



忌野清志郎さん(故) 「国民をバカにして 戦争にかりたてる」

阪神大震災から5年後、ロック歌手の忌野さんは、「地震の後には戦争がやってくる。軍隊を持ちたい政治家がTVででかい事を言い始めてる。国民をバカにして戦争にかりたてる。自分は安全なところでえらそうにしているだけ。」と書いています。(『瀕死の双六問屋』小学館)

自民党は、9条を変えて日本を戦争をする国にする憲法改正草案を出しました。(裏面)

安倍首相も参院選後に、9条改正に意欲を燃やしています。安倍さんも自民党改憲派の人々

も、誰一人として《改憲後は、私も、私の子どもや孫も“国防軍”に入れて、戦闘の前面に出て“国のため”に闘います》と誓ってから、改憲案を出してはいません。軍隊に動員されて、悲惨な結末を迎えるのは、いつも貧しい国民ではないでしょうか。

俳優 仲代達也さん(80) 「憲法9条を 変えてはならない。」

「渋谷に住んでいたとき、毎晩のように、爆撃にさらされました。同級生は半分位が死にました。もう二度とどんなことがあっても戦争をしてはいけません。憲法9条を変えてはならない。…」と

ころが、今、戦争の何たるかを知らない政治家が『憲法改正だ』『国防軍だ』と言っています。」

自民党員でも戦争を体験したり、学んだりした人々は『二度と戦争はいけません』と言っていました。緒方竹虎、三木武夫、井出一太郎、後藤田正晴氏等々です。

石原慎太郎氏や安倍首相、麻生副総理は、先輩たちになんと言いきをするのでしょうか。

清志郎さんに同感!

「50年以上もの間、戦争のなかった国は世界でも珍しいのだ。その点だけでも日本は素晴らしい国ではないか」(同書)

まったく!まったく、同感です!

ひとり一人が考えてみましょう。 日本を「戦争をする国」にしてよいのか。

9条を比べてみると……

自民党の改憲草案

第二章 安全保障

(平和主義)

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。

2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

(国防軍)

第九条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。

4 前二項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。

5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。

(領土等の保全等)

第九条の三 国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。

※アンダーラインは編集部

日本国憲法

第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

①

②

③

ここが特に問題！ 自民党の改憲草案

① 『自衛』のためという口実がつけば国権の発動としての戦争もでき、武力による脅しや、武力の行使もできるということです。また、この『自衛』権には集団的自衛権が含まれるといい、たとえ日本が攻撃されていなくとも、安保条約を結んでいるアメリカ軍が世界各地で行っている戦争に、日本の『国防軍』が参戦できます。

② 同盟関係がなくとも、『国際社会の平和と安全のため』と名目がつけば、参戦することになります。こうして、日本は海外の戦争で外国人を『殺し』、日本人も『殺される』国になります。

③ 政府が、『公の秩序を維持』できないと判断すれば、国民の意思表示の手段のひとつであるデモにも、「国防軍」の戦車が出動し、銃が向けられることになります。

《つづく》

自衛隊員の命をも守った9条

イラクに派遣された陸上自衛隊は、武力行使を禁止した憲法9条のため、『戦闘地域』には、派遣されないことになっていました。(しかし、航空自衛隊が米軍などを輸送し、武力行使と一体化し憲法違反と名古屋高裁判決で認定されましたが…)また、主として戦争や武力行使にならない、「復興支援活動」に行動が限定され、「殺し」たり「殺され」たりすることがありませんでした。

自民案が通ったら、または、解釈改憲で集団的自衛権の行使が行われたら、自衛隊員は、「殺し殺される」ことになります。犠牲が出れば、徴兵制=国民皆兵も議論されるようになります。

生田 9条の会

tel. 080-6663-5058

<http://www.5b.biglobe.ne.jp/~iguti/>